

固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続について

1 軽減措置の継続

本年1月29日、東京都より固定資産税等の軽減措置について、令和3年度も継続することを公表した。

2 軽減措置の内容

(1) 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置

面積 200 m²までの部分 都市計画税 1 / 2

(2) 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置

面積 400 m²以下の土地のうち 200 m²までの部分

固定資産税・都市計画税 2 割

(3) 商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置

負担水準が 65% を超える商業地等

固定資産税・都市計画税

負担水準が 65% に相当する税額まで軽減

※ 2(1)については、令和3年第一回都議会定例会に東京都都税条例改正案を提出する予定です。

※ 2(3)については、当該措置の根拠となる改正地方税法が公布され次第、東京都都税条例の改正手続きをする予定です。